

日本４７０協会 理事会

開催日時： 2012年5月18日（金）18：30～（予定）
開催場所： 岸記念体育会館 会議室
出席予定者： 渡邊、倭、信時、相澤、秋元、葛西、加藤、京黒、五味、武田、戸張、三船（敬称略）12名
オブザーバー 全日本実業団 新理事 渡邊様
香川県ヨット連盟理事長 斎藤様

議 題

1. 今期の組織体制報告（信時）
2. H23年度会計報告（武田）
3. 本年度全日本４７０のレース形式について（斎藤香川県ヨット連盟理事長）
4. ヤマハ新艇MC/MF の業務フロー報告（京黒）
5. 計測料金の体系について（京黒）
6. 再来年の開催地候補について（信時）
7. 制式艇種制定委員会報告（三船理事）
8. その他

※順番は変更する可能性があります

日本470協会 組織

2012年5月18日現在

			備考
会 長	渡 邊 整 市		
副 会 長	倭 千 鶴 子 (中川)		
副 会 長	松 山 和 興		
理 事 長 兼 競技委員長 兼 広報委員長	信 時 裕		

理 事(順不同)

国際委員長 兼 事務局	戸 張 房 子	事務局(会議開催、議事録、選挙)	
総務委員長(会計)	秋 元 和 子	プロテスト	
総務副委員長(渉外)	五 味 克 博	渉外、保険	
総務委員(会計) 兼 競技委員	武 田 朋 美	会計、事務局(競技関連総務、議事録)	
総務委員(会員) 兼 事務局	加 藤 理 子	会員登録担当、事務局(会議開催、議事録、選挙)	
計測副委員長 兼 水域理事(近北)	浅 原 慈 樹		
計測委員長 兼 競技委員	大 庭 秀 夫		
計測委員	佐 藤 浩 章		
計測委員	飯 島 千 尋	計測事務局	
強化委員長	中 村 健 次		
強化副委員長	小 松 一 憲		
競技委員	川 田 貴 章	プロテスト	
水域理事(北海道)	佐 藤 正 (秋本)		
水域理事(東北)	相 澤 孝 司		
水域理事(関東) 兼 強化担当 兼 計測委員	京 黒 太 郎		
計測委員長 兼 水域理事(中部)	松 崎 敏 雄		
水域理事(関西)	川 上 宏		
水域理事(四国)	葛 西 和 久		
水域理事(中国)	岩 崎 祐 児		柚木理事から交代 岡山県 三菱自工水島
水域理事(九州) 兼 JSAF評議員	三 船 和 馬	全国加盟団体代表者会議 代表者	

委 員・アドバイザー(順不同)

計測アドバイザー	恒 川 信 好		
広報委員	村 田 暁	HP運用担当	Kos. Com 代表
広報委員	大 森 慶 子		シンガポール在住
国際委員	樋 口 舞		早稲田大学4年生

《一般会計》

単位:円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
繰越金	2,962,730	水域補助金	425,000
470協会会費	871,377	JSAF分担金	40,000
全日本学生連盟会費	990,000	JSAF会員会費	172,900
新艇登録料金	150,000	全日本470大会補助金及び関係費	461,766
計測費および関係費	307,320	計測および関係費	576,480
利息	152	全日本学生大会補助金	300,000
		全日本理事会交通費・宿泊費	602,603
		東北支援関係	150,000
		EOW学生支援金	150,000
		全日本学生個人戦上位者支援	250,000
		会議室使用料	6,300
		HP管理費	141,000
		振込み手数料	12,020
		三井住友口座への振替	45,000
		事務・消耗品	10,680
		繰り越金	1,937,830
合計	5,281,579	合計	5,281,579

《特別会計》

単位:円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
		NT海外遠征支援金	300,000
		U22海外遠征支援金	400,000
合計	0	合計	700,000

《海外送金用口座》

単位:ユーロ

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
繰り越し金	18,000.00	国際470協会会費	12,765.00
セールステッカー	36,000.00	セールステッカー代金	30,600.00
		繰越金	10,635.00
合計	54,000.00	合計	54,000.00

単位:円

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
繰り越し	1,000	海外送金手数料	36,000
三菱東京より振替	45,000	繰越金	10,000
合計	46,000	合計	46,000

(主な支出明細)

一般会計

科目	適用	金額
水域補助金		425,000
申請のあった水域のみ	北海道水域	62,000
	関東水域	80,000
	近畿北陸水域	79,000
	関西水域	80,000
	四国水域	56,000
	九州水域	68,000
JASF会員会費		172,900
計測関係		576,480
	計測書類スキャニング費用等	293,413
	プリンター及び書類整理設備	147,447
	計測研修・事務処理・宅配・その他	135,620
NT海外遠征支援金		300,000
	石川裕也(関東自動車工業)	100,000
	前田弘樹(SPネットワーク)	100,000
	渡辺哲雄(SPネットワーク)	100,000
EOW 学生支援金		150,000
全日本学生個人戦上位者支援		250,000
	土居・磯崎 日本経済大学	50,000
	岩下・橋口 日本経済大学	50,000
	今村・内野 日本経済大学	50,000
	後藤・田中 福岡大学	20,000
	波多江・畑山 日本経済大学	50,000
	山口・谷口 早稲田大学	30,000
U22海外遠征支援金		400,000
	土居	100,000
	今村・外園	100,000
	波多江・畑山	100,000
	波田地・	100,000

2012 年度 第 41 回 全日本 470 級ヨット選手権大会
兼 第 26 回 全日本女子 470 級ヨット選手権大会

未定稿

共同主催：日本 470 協会、香川県ヨット連盟

公 認：財団法人 日本セーリング連盟（申請中）

後 援：香川県教育委員会、高松市（予定）

協 力：香川大学ヨット部

協 賛：ウィーダー in ゼリー オクムラボート販売㈱ ㈱ノースセール・ジャパン
ヤマハ発動機㈱ 四国旅客鉄道㈱ 琴平電気鉄道㈱ 中商事㈱
㈱シニアライフアシスト （以上予定）

日 程：2012 年 11 月 21 日（水） - 11 月 25 日（日）

場 所：香川県高松市浜ノ町 高松市立ヨット競技場

レース公示（ Notice of Race ）

1. 規則

1.1 本レガッタには『セーリング競技規則(以下、RRS という)』に定義された規則を適用する。

1.2 RRS 付則 P を、セール番号をエントリー番号に置き換えて適用する。

2. 広告

艇は、主催団体より選択され提供された広告を表示するよう要求されることがある。

3. 資格及び参加

3.1 本レガッタは日本 470 協会、各国 470 協会に登録されている艇が参加できる。

3.2 参加しようとする選手は下記の全てを満たしていること。

- a) 2012 年度（財）日本セーリング連盟会員である
- b) 2012 年度 日本 470 協会会員である
- c) 日本 470 協会会長又は地方水域 470 協会会長の推薦を受けている

3.3 参加しようとする外国籍選手は下記の全てを満たしていること。

- a) 2012 年度 所属国 MNA 会員である
- b) 2012 年度 所属国 470 協会会員である
- c) 日本 470 協会会長の推薦を受けている
- d) 日本国内で有効な賠償・傷害保険に加入している

3.4 参加資格のある選手は、10 月 8 日（月）までに日本 470 協会の HP にアクセスし、申込み欄に必要事項を記入しエントリー登録を行うとともに、10 月 8 日までに指定口座に参加料の振り込みを完了する事により参加ができる。

日本 470 協会 WEB URL：<http://www.470jpn.org/>

※宿舎の斡旋を別途行う。

斡旋先以外に宿泊の者は、申込書等により宿泊先を明示すること。

4. 参加料

必要な参加料は下記のとおりとする。

エントリー料 1 艇 30,000 円 (エントリー番号料 1 艇 1,000 円を含む)

但し前年度優勝チームが同一メンバーでエントリーする場合は免除する。

振り込み先 三菱東京UFJ銀行 銀座通支店

普通口座 0041494 カトウ マサコ

※振込名は、Sail No.と振込者名の順で記入すること。 例：4700 ヨンナタカ

※複数艇分一括振込の際は、申込時に備考欄へ団体名を記入し、振込代表チーム Sail No.と団体名でお振込み下さい。

例：4700〇〇ダイガク

参加料には高松市立ヨット競技場で必要となる「艇置き料」は含まれていない。

「艇置き料」は搬入時に大会受付にて支払うこと。

5 m未満の艇 1 日 690 円、 支援艇の棧橋使用料 1 日 2,450 円

※2012.4.1 現在の価格

5. 日程

5.1 レース日程

11 月 20 日 (火) 13:00 受付・登録 (15:30 まで)

13:30 計測 (16:30 まで)

11 月 21 日 (水) 09:30 受付・登録 (14:00 まで)

10:00 計測 (15:00 まで)

16:00 競技運営説明会 (各艇又はチームの出席確認を行う。)

17:00 開会式

11 月 22 日 (木) 09:45 予選第 1 レース スタート予告信号予定時刻

11 月 23 日 (金) 09:45 予選その日の最初レース スタート予告信号予定時刻

11 月 24 日 (土) 09:45 決勝第 1 レース スタート予告信号予定時刻

11 月 25 日 (日) 09:45 決勝その日の最初レース スタート予告信号予定時刻

16:00 閉会式

5.2 本レガッタは、予選レース・決勝レースとも各々7レースを予定している。

1日に実施するレース数は最大5レースとするが、各日の実施レース数はレース委員会の裁量によるものとする。

5.3 各日とも、その日の最初のレースが終了後、引き続き次のレースを実施する。

11 月 25 日は、13:30 より後の予告信号は発せられない。

6. レース方式

6.1 全日本女子 470 級ヨット選手権大会は全日本 470 級ヨット選手権大会に含まれた大会である。

全日本女子 470 級ヨット選手権大会と全日本 470 級ヨット選手権大会は同時にスタート、男女分けずに総合得点を計算し、女子選手の中で総合得点の少ない順位で全日本女子 470 級ヨット選手権大会の順位付けをおこなう。

6.2 各レースは以下のとおり実施する。

予選レース：トライアングルコースを用いて行う。

原則全艇同時スタートとするが、参加艇数によってグループ分けを行う場合がある。

決勝レース：トライアングルコースを用い、原則予選の成績順に上位半数のゴールドフリートと下位半分のシルバーフリートにグループ分けしてスタートさせる。

参加艇数によっては、フリート分けを行わない場合がある。

※ ゴールドフリートはシルバーフリートと同数、又はシルバーフリート+1 艇とする。

6.3 各レースの成立数は以下のとおりとする。

予選レース：2 レース

決勝レース：1 レース

Total 3レース

6.4 大会が成立するには3 レースが完了していなければならない。

- a) 11 月 23 日終了時点で予選レースが成立していない場合、11 月 24 日の決勝レース日を予選レース日に引き当てる。
- b) 11 月 24 日終了時点で予選レースが成立していない場合、11 月 25 日の決勝レース日を予選レース日に引き当てる。
- c) 予選レースが終了後、同一日に決勝レースを行う場合もある。
- d) 決勝レースが 1 レースも完了しなかった場合、予選レースの成績で順位付けをおこなう。
- e) 決勝レースが成立した場合かつフリート分けを行った場合、ゴールドフリートの中で総合得点の少ない順位で順位付けをおこなった後、シルバーフリートの中で総合得点の少ない順位で順位付けをおこなう。

7. 計測

7.1 艇は MC/MF を持参し、計測時に提示しなければならない。

艇に関してはフル艀装の重量のみを計測する。

7.2 セールは基本計測が完了していなければならない。

予選レース、決勝レースを 1 つのレガッタと考え、セール計測は 1 セットのみ実施する。

7.3 計測の手順等は、受付時に指示する。

7.4 艇または装備は、規則に従っていることを確認するために、いつでも検査されることがある。

8. 帆走指示書

8.1 帆走指示書は 11 月 5 日までに日本 470 協会の HP にアップされる。

又、大会受付時に交付される。

8.2 帆走指示書に対する質問は、11 月 15 日まで e-mail にて受け付ける。

E-mail : sailing_470class@yahoo.co.jp

8.3 帆走指示書に対する質問への回答は、大会受付時に大会公式掲示板に掲示する。

上記 8.2 以外の方法での質問は受け付けない。

9. 競技運営説明会

海面の利用等における重要な説明を行うため、各艇又はチームは必ず参加すること。

10. レースエリア

添付図に示す。

11. コース

トライアングルコース

詳細コース図は帆走指示書に記載する。

12. 得点

12.1 RRS 付則 A の低得点方式を使用する。

12.2 艇のシリーズの得点は以下のとおりとする。

- a) 予選レースと決勝レースの得点の合計とする。
- b) 予選レースの成立が 4 レース以下の場合、予選レースの得点は全レースの得点の合計とする。
- c) 予選レースの成立が 5 レース以上の場合、予選レースの得点は最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- d) 決勝レースの成立が 2 レース以下の場合、決勝レースの得点は全レースの得点の合計とする。
- e) 決勝レースの成立が 3 レース以上の場合、決勝レースの得点は最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。

13. 支援艇

13.1 支援艇を出艇させる場合、受付時に登録しなければならない。

13.2 支援艇は、原則毎日上架できる仕様でなければならない。

13.3 支援艇は帆走指示書で指示する項目に従わなければならない。

14. 賞

14.1 全日本 470 級ヨット選手権大会の賞は次のように与える。

優勝 優勝杯（持ち回り杯）、賞状及び賞品

2 位・6 位 賞状及び賞品

7 位・8 位 賞状

14.2 全日本女子 470 級ヨット選手権大会の賞は次のように与える。

優勝 優勝杯（持ち回り杯）、賞状、賞品及び副賞

2 位・3 位 賞状、賞品及び副賞

15. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信、すべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

16. 免責

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4 [レースすることの決定] を参照。主催団体及び運営のボランティアスタッフは、レガッタの前後、期間中に生じた物理的な損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

17. 保険

それぞれの参加艇は、自己の責任と負担において、自己及び第三者のあらゆる損害をカバーすることができる保険に加入しなければならない。

18. 肖像権

選手の氏名を含む成績表が、日本 470 協会の HP 等に掲載される。

大会期間中の写真、映像等が日本 470 協会の HP.等に掲載される場合がある。

19. その他

以下はレース公示に含まない、一般の連絡事項である。

① 昼食の斡旋は行わないので、各チームで準備すること。

② 高松市立ヨット競技場の職員常駐時間は 08:30-17:00 となっている。

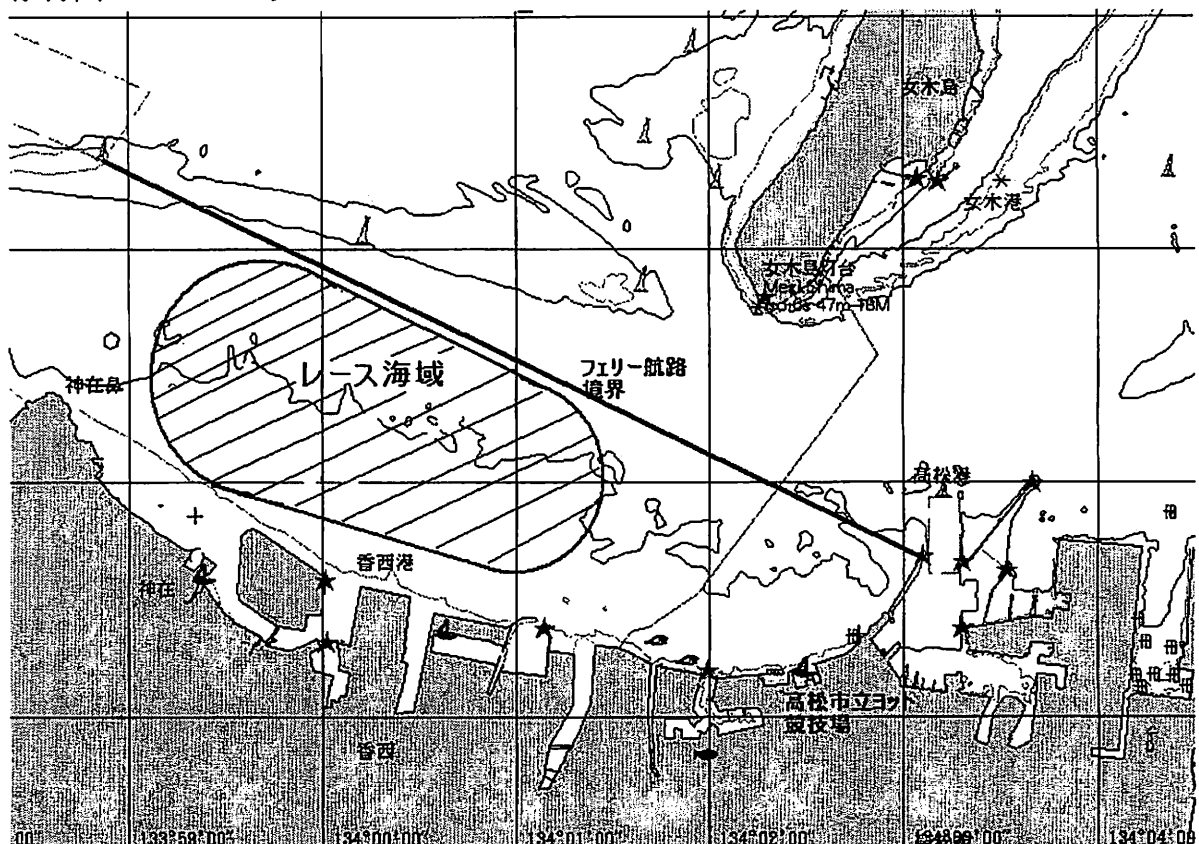
原則として時間外の艇、支援艇の搬入と搬出は出来ない。

ただし最終日の搬出に関しては、時間を延長する場合がある。

③ 事前練習に際しては、高松市立ヨット競技場の注意事項等を厳守すること。

④ このエリアにおいては、マークブイの設置は事前に保安部からの許可が必要なため、練習時にも各チームでマーク等は打たないこと。

添付図 レースエリア



2012 年度 第 41 回 全日本 470 級ヨット選手権大会

兼 第 26 回 全日本女子 470 級ヨット選手権大会

未定稿

共同主催：日本 470 協会、香川県ヨット連盟

公 認：財団法人 日本セーリング連盟（予定）

後 援：香川県教育委員会、高松市（予定）

協 力：香川大学ヨット部

協 賛：~~ウイザー~~in ゼリー オクムラボート販売(株) (株)ノースセール・ジャパン
ヤマハ発動機(株) 四国旅客鉄道(株) 琴平電気鉄道(株) 中商事(株)
(株)シニアライフアシスト (以上予定)

日 程：2012 年 11 月 21 日 (水) - 11 月 25 日 (日)

場 所：香川県高松市浜ノ町 高松市立ヨット競技場

帆 走 指 示 書

1. 規則

- 1.1 本大会は、『2009-2012セーリング競技規則（以下、規則という）』に定義された規則を適用する。
ただし、この帆走指示書（以下、指示という）で変更されたものを除く。
- 1.2 付則Pを指示15の通り変更し適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、出艇申告受付所前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する日の最初のスタート予告信号予定時刻の60分前までに掲示する。

レース日程の変更は、それが発効する前日の18:00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス 2 階テラスに掲揚する。
- 4.2 D 旗ならびに当該クラス旗が、音響 1 声とともに掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。
艇はこの信号が発せられるまで、出艇してはならない。
予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。
- 4.3 決勝レースにおいては、D 旗はフリートごとに掲揚される場合がある。
- 4.4 D 旗が掲揚されていない場合には、その日のレースまたは次のレースのスタート時刻は、延期されていることを意味する。

5. レース方法

レース公示 6. のとおり実施する。

6. レースの日程

6.1 レース日程

日 付	レースの種類	予定レース数	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
11月22日(木)	予選	4	09:45
11月23日(金)	予選	3	09:45
11月24日(土)	決勝	4	09:45
11月25日(日)	決勝	3	09:45

※ レース委員会は、気象状況及びレース消化数により、一日最大5レースを行うことがある。

6.2 レースの延期が長引いている場合及び同じ日に引き続きレースを行う場合、レースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低4分以前に音響信号1声と共にオレンジ旗を掲揚する。

6.3 11月25日の決勝レースは13:31以降の予告信号は発せられない。

6.4 (a) 予選が2レースを完了しない場合、11月24日の決勝レース日を予選レース日とする。なお、予選を終えたその日にも決勝を開始する場合がある。

(b) 決勝レースが1レースも行われなかった場合、予選成績で順位を付ける。

7. クラス旗

クラス旗は、次の通りとする。

予選		470旗(白地に青字)
決勝	ゴールドクラス.....	470旗(白地に青字)
決勝	シルバークラス.....	F旗

8. レース海面

レース公示に示す海域をレース海面とする。

9. コース

9.1 別添図Aに、おおよそのレグ間の角度、通過するマークの順と通過する側及び決勝レースにおけるコース信号を含むコースを示す。

9.2 決勝レースにおけるコース信号は、そのクラスの予告信号と同時にレース委員会信号艇に掲揚され、準備信号とともに降下する。

9.3 風上-風下-トライアングル・コースのマーク3からマーク1へのおおよそのコンパス方位は予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

10. マーク

10.1 別添図Aで示すマーク1、2、3は、オレンジ色の三角錐のブイとする。ただし、マークの数字は無視するものとする。

10.2 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

10.3 フィニッシュ・マークはポートの端にあるレース委員会艇と、スターボードの端にある黄色の円筒形ブイとする。

10.4 指示12の新しいマークは、赤色三角錐形のブイとする。

11. スタート

11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上のレース委員会艇のオレンジ色旗を掲揚しているボールの間とする。

- 11.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった“DNS”」と記録される。これは規則A4及びA5を変更している。
- 11.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.3に抵触した艇のエントリー番号は、次のレースの予告信号前に、レース委員信号艇の掲示板に掲示される。この項は規則30.3を変更している。
- 11.4 先にスタートするクラスの準備信号からスタート信号までの間、後にスタートするクラスの艇は、スタート・エリア（別添図Cに示す）を回避していなければならない。
- 11.5 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇が行う第一代表旗の掲揚・降下については、競技規則レース信号の「予告信号は降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、音響の無声も無視されるものとする。これは規則レース信号及び規則29.2を変更している。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する場合がある。なお、レグの長さの変更を示す「+」および「-」の掲示は行わない。これは、競技規則33(b)を変更している。
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、別添図Aのとおり、レース委員会の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークとの間とする。
- 13.2 レース委員会は、フィニッシュ記録をサポートさせるために、フィニッシュ・マークの外側にレース委員会艇を配置することがある。
- 13.3 フィニッシュした艇は、レース中の艇を避け、速やかにスタートライン付近に戻り、レース委員会信号艇付近で待機すること。
- 13.4 フィニッシュ・ラインのレース委員会艇にH旗が掲揚されている場合、フィニッシュした艇は、レース中の艇を避け、速やかに帰港すること。

14. コース短縮

特定のクラス（ゴールド・シルバー）のみに適用される場合には、S旗の下に当該クラス旗を掲げる。

15. ペナルティー方式

規則42違反に対し、付則Pを適用する。ただし、付則P1文中の「セール番号」を「エントリー番号またはセール番号」に置き換える。

16. ターゲットタイムおよびタイム・リミット

- 16.1 予選及び決勝レースのフィニッシュのターゲットタイムは50分とする。レース委員会は、規則32に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、先頭艇がターゲットタイムをクリアしないときは、レースを短縮あるいは中止することがある。この項は規則32を変更している。
- 16.2 指示16.1の時間通りにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 16.3 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった“DNF”」と記録される。この項は、規則35、規則A4及びA5を変更している。

17. 抗議と救済要求

- 17.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議は抗議締切時刻以前にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示される。
- 17.2 抗議締切時刻は、その日の最終レース終了後 60 分とする。
- 17.3 救済要求の締切時刻は、指示 17.2 の抗議締切時刻か当該インシデントから 1 時間以内のいずれか遅い方とする。この項は規則 62.2 を変更している。
- 17.4 レース委員会またはプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1 (b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は“抗議の公示”を掲示する。
- 17.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、または証人として指名されたものを競技者に知らせるため、“抗議の通告”を抗議締切時刻後 30 分以内に掲示する。
- 17.6 審問は基本的に抗議受付順に行う。当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。
- 17.7 付則 P によりペナルティーを受け、ペナルティーを履行したか、またはプロテスト委員会により失格とされた艇のリストは、その日のレース終了後に掲示される。
- 17.8 指示 11.4、19、20、21、22、23、24 及び 27 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は、“DPI”である。
- 17.9 予選及び決勝の最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
(a) 再開を要求しようとする当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時刻まで。
(b) 再開を要求しようとする当事者がその当日に判決を通告された場合には、通告後 30 分以内。
この項は、規則 66 を変更している。
- 17.10 予選と決勝の最終日、プロテスト委員会による審問の判決を理由とする救済要求は、判決が掲示された後 30 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

18. 得点

- 18.1 予選は 2 レース、決勝は 1 レースの完了でそれぞれのレースは成立する。大会が成立するには、予選決勝を通じ 3 レース以上を完了しなければならない。
- 18.2 決勝が 1 レースも行われなかった場合、予選の成績で順位を付ける。
- 18.3 指示 18.4 に従って除外される得点を除き、艇の得点は、予選、決勝レースの得点の合計とする。
- 18.4 艇のシリーズの得点は次の通りとする。
(a) 予選レースと決勝レースの得点の合計とする。
(b) 予選レースの成立が 4 レース以下の場合、予選レースの得点は全レースの得点の合計とする。
(c) 予選レースの成立が 5 レース以上の場合、予選レースの得点は最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
(d) 決勝レースの成立が 2 レース以下の場合、決勝レースの得点は全レースの得点の合計とする。
(e) 決勝レースの成立が 3 レース以上の場合、決勝レースの得点は最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
(f) 指示 19.1 の出艇・帰着申告違反艇はレース委員会により“PTP”と記録され、確定順位の得点に 3 を加えた得点が審問なしにペナルティーとして課せられる。ただし、参加艇数+1 の順位の得点より悪い得点が与えられることはない。この項は規則 A5 を変更している。
(g) 出艇申告違反の場合は直後に行われたレース、帰着申告違反の場合は直前に行われたレース、出艇帰着ともに申告しなかった場合はその間に行われた全てのレースに対しペナルティーが与えられる。レースが 1 度も行われず帰着した場合は、ペナルティーは課せられない。この項は規則 64.1 (d) を変更している。

- 18.5 全日本女子470級選手権大会の得点は、全日本選手権大会における最終成績から女子の得点を抽出して順位をつける。女子の順位を個別に再計算、記録することはない。

19. 安全規定

19.1 出艇申告及び帰着申告

(a) レースに参加しようとする艇長は、出艇前に出艇申告受付所にて“出艇申告書”にサインしなければならない。出艇申告はその日のレースのスタート予告信号予定時刻の60分前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に、出艇申告しなければならない。

(b) 艇長は、帰着後速やかに“帰着申告書”にサインしなければならない(修理等による一時帰着は除く)。

その日の最終レース終了後に帰着申告する場合は、抗議締切時刻までに完了させなければならない。レース委員会はこの時間を延長することができる。

19.2 レースに参加(出艇)しない艇は、速やかにレース委員会に“リタイア報告書”を提出しなければならない。

19.3 レースをリタイアした艇は、可能であれば、できるだけ早くその旨をレース委員会艇に伝え、帰着後“リタイア報告書”をレース委員会に提出しなければならない。

19.4 レース委員会が危険と判断した艇に対して、出艇禁止の勧告を行うことができる。

20. 装備と計測

20.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。

20.2 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上では、艇は、レース委員会により、検査のために直ちに指定エリア(レース委員会信号艇の右風下側)に向かうことを指示されることがある。

20.3 水上にいる間、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文及び規則40を変更している。

21. 識別

21.1 運営艇

運営艇に掲揚される識別旗は、次の通りとする。

レース委員会艇 赤字でRCと書かれた白色旗

プロテスト委員会艇 赤字でJURYと書かれた白色旗

21.2 レース艇

艇は、受付時に配布されたエントリー番号を指示された位置(別添図Bに示す)に付けなければならない。

22. 支援艇

22.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。

22.2 支援艇はレース委員会が許可した場合を除き、先発クラスの予告信号から、すべてのレース艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、スタート・エリア、艇がレースをするエリア及びフィニッシュ・エリアに入ってはならない。進入禁止エリアは別添図Cに示す。

22.3 レース委員会信号艇にピンク色旗が掲揚された場合は、全ての支援艇は、救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。この場合、指示22.2は適用しない。

- 22.4 支援艇は、レース委員会の無線通話を傍受してはならない。ただし、ピンク色旗が掲揚された場合を除く。
- 22.5 指示 22.1 及び 22.2 に従わなかった場合、レース委員会及びプロテスト委員会は、違反した支援艇に関連する全てのレース艇に対し、抗議することができる。

23. ゴミ投棄禁止

艇は、海上においてゴミを投棄してはならない。ゴミは支援艇に渡すことができる。

24. 無線通信

全てのレース艇は、海上でのワイヤレスの通信機器(携帯電話を含む)の所持及び使用を禁止する。

25. 賞

賞は次のように与える。

優 勝

優勝杯(持ち回り杯)

賞状及び賞品

2 位～6 位(全日本女子は 2 位～3 位)

賞状及び賞品

7 位～8 位(全日本のみ)

賞状

26. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクで大会に参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。
主催団体は、大会前、大会中または大会後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

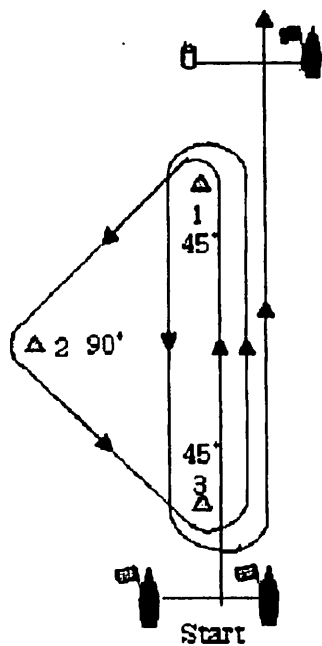
27. 保 険

それぞれの参加艇は、自己の責任と負担において、自己及び第三者のあらゆる損害をカバーすることができる保険に加入しなければならない。

添付図A (レース・コース)

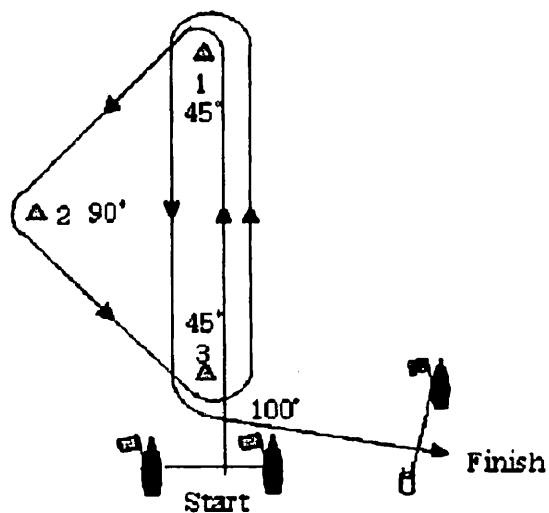
帆走するコースは次の通りである。

コース 1 の場合 数字旗 1
S-1-2-3-1-3-F Finish

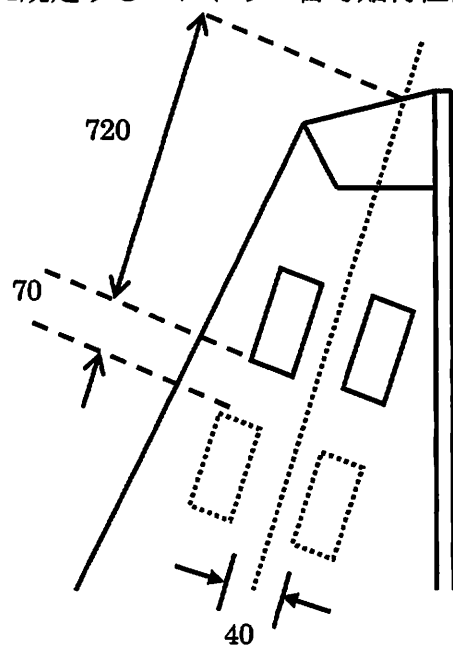


Wind
↓

コース 2 の場合 数字旗 2
S-1-2-3-1-F



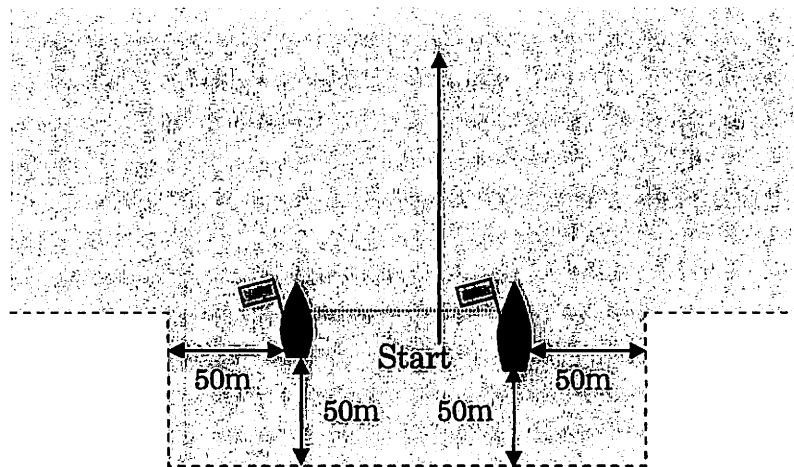
別添図B (指示 21.2 に規定するエントリー番号貼付位置)



多少の誤差は許容される (単位:mm)

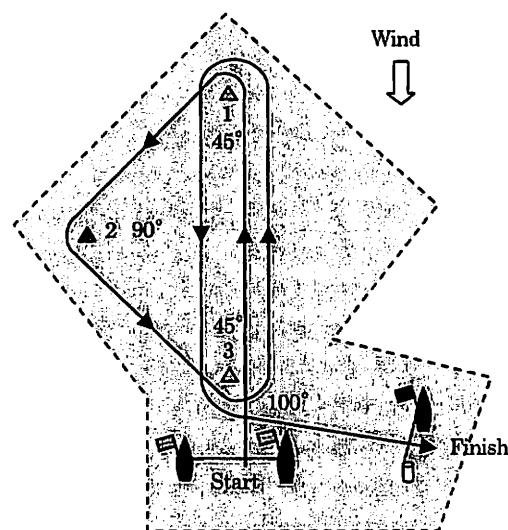
別添図C（指示11.4および22.2に規定する進入禁止エリア）（で示す）

①指示 11.4 に規定する進入禁止エリア

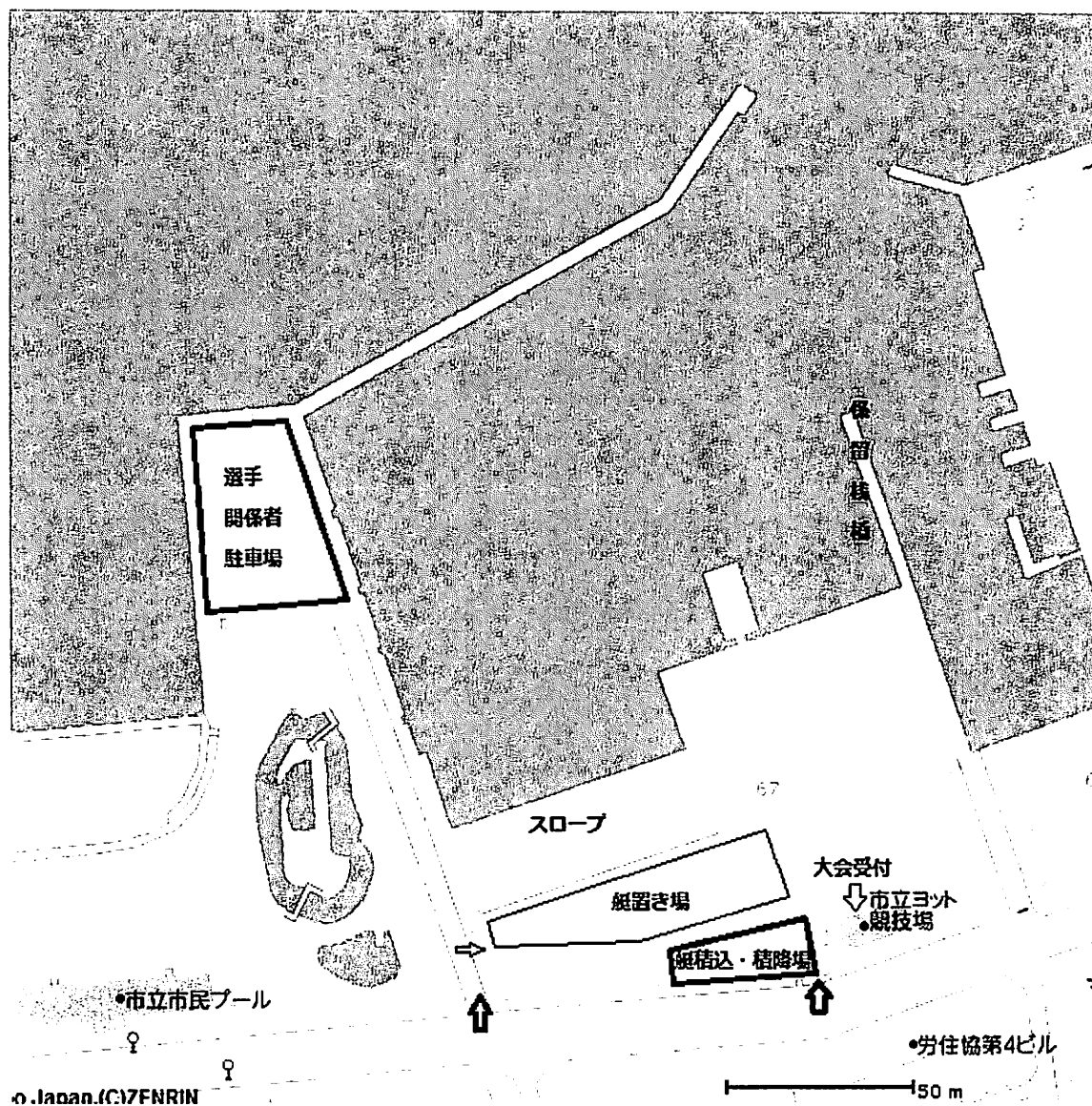


②指示 22.2 に規定する進入禁止エリア（艇がレースをするエリア及びフィニッシュ・エリア）
（各マークより外側へ 50m の範囲、及び艇が帆走するであろう範囲）

例: コース2の場合



会場レイアウト



- ・レース艇、支援艇は、到着後は艇積降場にて積み降ろし等を行い、速やかに「選手・関係者駐車場」へ車両を移動させてください。
- ・駐車場利用に際しては、駐車証を正面より見えるよう掲示してください。
- ・次に、艇のヨット競技場利用料を大会受付にて納入し、艇置き場へ艇を搬入してください。
- ・支援艇に係留桟橋に係留する場合は、別途桟橋使用料の納入をお願いします。

2012年全日本470級ヨット選手権大会 予算書

【収入】

	金額	単価	係数	数量	記 事
エントリー料	1,595,000	29,000	1	55	@29,000×55艇
エントリーナンバー代	55,000	1,000	1	55	@1,000×55艇
JSAF補助金	100,000				
ヤマハ協賛金	100,000				
470協会補助金	150,000				
地元負担金	150,000				地元連盟、企業協賛等
収入計	2,150,000				

【支出】

	金額	単価	係数	数量	記 事
470協会(運営)・宿泊費 協会プロテスト2名含む	126,000	5,250	4	6	6名×4泊
宿泊費(県外役員) 増田P委員長含む	126,000	5,250	4	6	6名×4泊
夕食代(470協会、県外役員)	57,600	1,200	4	12	12名×4食
交通費(県外役員) 増田P委員長含む	210,000	35,000	1	6	@35,000×6名
交通費、手当(地元役員)	280,000	2,000	5	28	@2000×28名×5日
弁当代	96,000	600	4	40	@600×40名×4日
海上運営費	720,000				運営艇、燃料、備品等
陸上運営費	70,000				会議室、コピー、備品等
印刷代	60,000	300	1	100	@300×200
賞品	120,000				トロフィーM1～6位、W1～3位
参加賞	63,000	525	1	120	@525×120
エントリーナンバー作成料	66,000	1,200	1	55	@1,200×55艇
雑費	155,400				炊き出し、漁協対策、他
支出計	2,150,000				

9艇変更

収支 0

※レセプションは開催しない。
※計測はフル艀装重量のみ行う。

日本470協会と実行委員会の費用負担区分(高松)

		交通費	宿泊	夕食 (懇親会以外の日)	昼食	懇親会
協会理事	運営役員	470協会	実行委員会	実行委員会	実行委員会	470協会
	運営役員以外	470協会 (理事会往復のみ)	470協会 (理事会当日のみ)	自己負担	自己負担	470協会
地元役員	運営役員	実行委員会	自己負担	自己負担	実行委員会	470協会
	運営補助員	実行委員会	自己負担	自己負担	実行委員会	470協会

※日本470協会理事会会場費は協会負担

YAMAHA 新艇 MC/MF の流れ

奥村ポート

- ご注文後、仮ナンバー申請書必要項目を入力の上、事務局にファイルを添付し、メールにて申込みする。

計測事務局

- 仮ナンバー申請書確認の上、奥村ポートに 仮オファシャルセールナンバーを連絡する。

奥村ポート

- 新艇完成後 MF(ビルダーサイン済)を作成、新艇納艇連絡書必要項目を入力の上、MF(PDF ファイル)と一緒に事務局にファイルを添付し、連絡をする。
- YAMAHA に MF(PDF ファイル)を添付し、新艇完成をにメールにて連絡する。
- 納艇時、『MC/MF(ビルダーサイン済)原本』と『艇体新規登録手続きについて』をオーナーに手渡す。

艇の管理者(オーナー)

- 協会HPより艇体新規登録申込書をダウンロード
- 艇体新規登録申込書の必要項目を入力の上、事務局にファイルを添付し、メールにて申込みする。

計測事務局

- 新規登録料金を明記した申込書が添付され、事務局の郵送先住所をメールにて連絡する。

艇の管理者(オーナー)

- 指定の登録料を振込む。
- 振込票(控)を写真、PDF などのファイルで添付し、事務局にメール連絡する。
- ポートビルダーより受け取った MC/MF の MC OWNER'S DECLARATION 欄に、オーナー情報を記入し (記入の仕方は必ず別紙1を参照の上、行って下さい。)、MC/MF を計測事務局に郵送する。

協会計測事務局

- MC/MF 確認の上、オファシャルセールナンバーを発行。MC/MF 完成させ、オーナーに郵送する。
- MC/MF 完成版 PDF ファイルを添付し、YAMAHA にメール連絡する

YAMAHA に MC/MF PDF ファイル到着。手続き完了

オーナーに MC/MF 到着。艇体新規登録手続き完了

【お申込み・お問い合わせ先】

日本 470 協会 事務局

E-mail: 470jp-keisoku@freeml.com

備考

※同時期に発行されたオファシャルナンバーが、大幅に異なる様に仮オファシャルナンバーは納艇予定日の約2ヶ月前以降にご連絡させていただきます。

※新艇納艇連絡書は納艇毎に申請して頂きます様、よろしくお願い致します。

艇体新規登録手続きについて

Measurement Certificate including Measurement Form (以下、MC/MF と略す)の Measurement Certificate OWNER'S DECLARATION 欄に、オーナー情報、オーナーサインをご記入頂き、計測委員会事務局に艇体新規登録手続きを申請下さい。艇体新規登録手続きを行う事で、オフィシャルセイルナンバーが発行されます。

手続きの流れ

艇の管理者(オーナー)

- 協会HPより艇体新規登録申込書をダウンロード
- 艇体新規登録申込書の必要項目を入力の上、事務局にファイルを添付し、メールにて申込みする。

計測事務局

新規登録料金を明記した申込書が添付され、事務局の郵送先住所をメールにて連絡する。

艇の管理者(オーナー)

- 指定の登録料を振込する。
- 振込票(控)を写真、PDF などのファイルで添付し、事務局にメール連絡する。
- ボートビルダーより受け取った MC/MF の MC OWNER'S DECLARATION 欄に、オーナー情報を記入し(記入の仕方は必ず別紙1を参照の上、行って下さい。)、MC/MF を計測事務局に郵送する。

協会計測事務局

MC/MF 確認の上、オフィシャルセイルナンバーを発行。 MC/MF 完成させ、オーナーに郵送する。

オーナーに MC/MF 到着。 艇体新規登録手続き完了

【お申込み・お問い合わせ先】

日本 470 協会 事務局

E-mail: 470jp-keisoku@freeml.com

注意

事務局で MC/MF を登録後から有効な証明書となります。艇体新規登録手続きが行われていない艇は、レースに参加出来ません。納艇後、2 週間以内に手続きを行う様をお願い致します。

※通常、新規登録事務手続きはお申込み後、約2週間必要です。混雑状況により異なります。

※手続きは、入金確認後の発行及び郵送とさせていただきますので、ご了承ください。

別紙1

◆新規登録艇 Measurement Certificate OWNER'S DECLARATION 欄 記入について◆

英文記入を必須といたします。英文表記の余白に日本語を併記しても構いません。

団体会員登録艇 ※学連加盟校、学生の団体(医学部・同好会)が対象

- Name** オーナーとなる団体名を記入してください。
例: ●●●●UNIVERSITY YACHT CLUB
※団体所有の場合、団体名のみ記入
- Address** オーナー住所を記入してください。
例: 1-1-2, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0005, JAPAN
- Date** 記入日付を英文で記入してください。
例1: 22 Mar. 2012 例2: 22/3/2012
- Signature** 団体名＋責任者本人のサインを記入してください。
例: ●●●●UNIVERSITY YACHT CLUB JIRO YAMADA
※OWNER'S DECLARATIONは所有者の誓約となるため、必ず艇の責任者本人のサインを記載する。
責任者とは団体の監督・部長・会長等を言う。
※サインは 日本語でも構わない。 例: 山田 次郎

個人会員登録艇

- Name** 個人名 か 所属団体名(企業名等)を記入してください。
- Address** オーナー住所を記入してください。
例: 1-1-2, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-0005, JAPAN
- Date** 記入日付を英文で記入してください。
例1: 22 Mar. 2012 例2: 22/3/2012
- Signature** 所有者本人のサインを記入ください。
例: Taro Yonnana
※サインは 日本語でも構わない。 例: 四七 太郎

実測計測手数料の見直しについて

現在は、計測員が個々に新艇の計測の依頼を受け、計測している。
実際に計測員がどの程度計測しているか協会では把握できていないのが現状である。
計測料金を見直して、計測した場合には協会に報告し、計測料金の一部を協会に納めるようにし、協会の収入とする狙い。
また計測項目についても全計測、部分計測等、料金を明確にする。

《現在の手数料》

6.1 艇体(全計測または同等の内容で計測書式の証明を必要とする場合)……………¥30,000+別途(計測員交通費他)

但し、ヤマハ製の場合、新規登録料は販売価格に含まれる。

6.2 艇体部分計測(計測書式の証明)……………内容により¥3,000～¥20,000+別途(計測員交通費他)

(例:帆走重量 ¥5,000-) ※計測料は計測機材の準備状況等によって増減する。

《見直し案》

新艇の場合

- ① MF1-60まで全計測を行った場合は、¥30,000+別途(計測員交通費他)
- ② MF1-60の半数以上の計測を行った場合は、¥25,000+別途(計測員交通費他)
- ③ MF1-60の一部(①と②にあてはまらない時)の計測を行った場合は、¥15,000+別途(計測員交通費他)

計測員は、1艇につき計測料金の中から5000円を協会に納入。残り計測員の作業料とする。

計測員は、計測を行った場合、新艇計測報告書にて計測委員会事務局に報告する。

計測員は、オーナーまたはビルダーに新艇登録手続きについて説明する。

艇体または艀装品の部分計測の場合

1箇所につき5000円+別途(計測員交通費他)とする。

計測員は、艇体部分計測報告書にて計測委員会事務局に報告する。

計測員は、オーナーにMC/MFの変更手続きについて説明する。

手数料は、全額計測員の作業料とする。

なお、新艇時に付属されるマスト、ラダー、センターなどの部分計測や帆走重量、コレクターウェイトの取り付けなどは、新艇の場合の計測料金に含まれる。

ここでいう艇体または艀装品の部分計測とは、既存艇の計測証明書の変更を必要とする計測であり、コレクターウェイトの変更、艀装品の変更などをさす。

計測事務手続きの作業料について

実測計測手数料の見直しと併せて、計測事務手続きの作業料についても検討する。
以前は事務手続き等の全ての事務手続きを委員長が行い、時間と手間がかかり負担が大きかった。
現在は、計測事務局を設け、事務手続きは全て事務局で行うように改善したが、事務局での作業量は通年多いことには変わりはない上に常に更新が必要である。備品代等の経費は計測委員会の経費で賄えているが、電気代や作業に対する手間代など事務局員の負担が大きいのが現状である。そこで、事務局員に対して、作業料を支払い、業務運営の負担を少なくする。

案①

事務手続き1件につき500円の作業料とする

案②

事務手続きの内容により作業料をかえる。

- (1) 名義変更およびオーナーの住所変更等 1件につき500円
- (2) MC/MF 再発行および ISAF プラーク再発行 1件につき1000円

案③

業務量に関わらず¥5000/月を作業料とする